

令和3年度

第2回公有財産リフレッシュ会議

- 1 日時 令和4年3月7日(月) 午後2時から
- 2 場所 Web会議
- 3 議題
 - (1) 公有財産最適化推進会議における審議案件について
 - (2) 公有財産最適化推進会議幹事会における専決案件について
 - (3) 未利用財産の売却計画(令和2～4年度)(実績)について
 - (4) 徳島県公共施設等総合管理計画の改訂について

(議題 1)

公有財産最適化推進会議における審議案件について

公有財産最適化推進会議 審議案件

一 覧 表

番号	課 名	区分	種別	名 称	所在地番	公簿面積(㎡)	貸付等面積(㎡)	価額(円)	建物等の有無	現 況	備考	処理方針	頁
1	教育委員会施設整備課	売却	土地	旧県立美馬商業高等学校第二グラウンド	美馬市美馬町字大宮西69-4, 69-5	7,832	7,835.73	42,849,182	無	学校用地		国土交通省徳島河川国道事務所に売却	1
2	教育委員会施設整備課	貸付	土地	旧水産高校運動場	海部郡美波町奥河内弁才天23-12	19,058の一部	14,400	8,380,944	有	学校用地		美波町に無償貸付	9

<参考> 公有財産最適化推進会議 持ち回り審議済案件

一 覧 表

(令和3年8月～4年3月分)

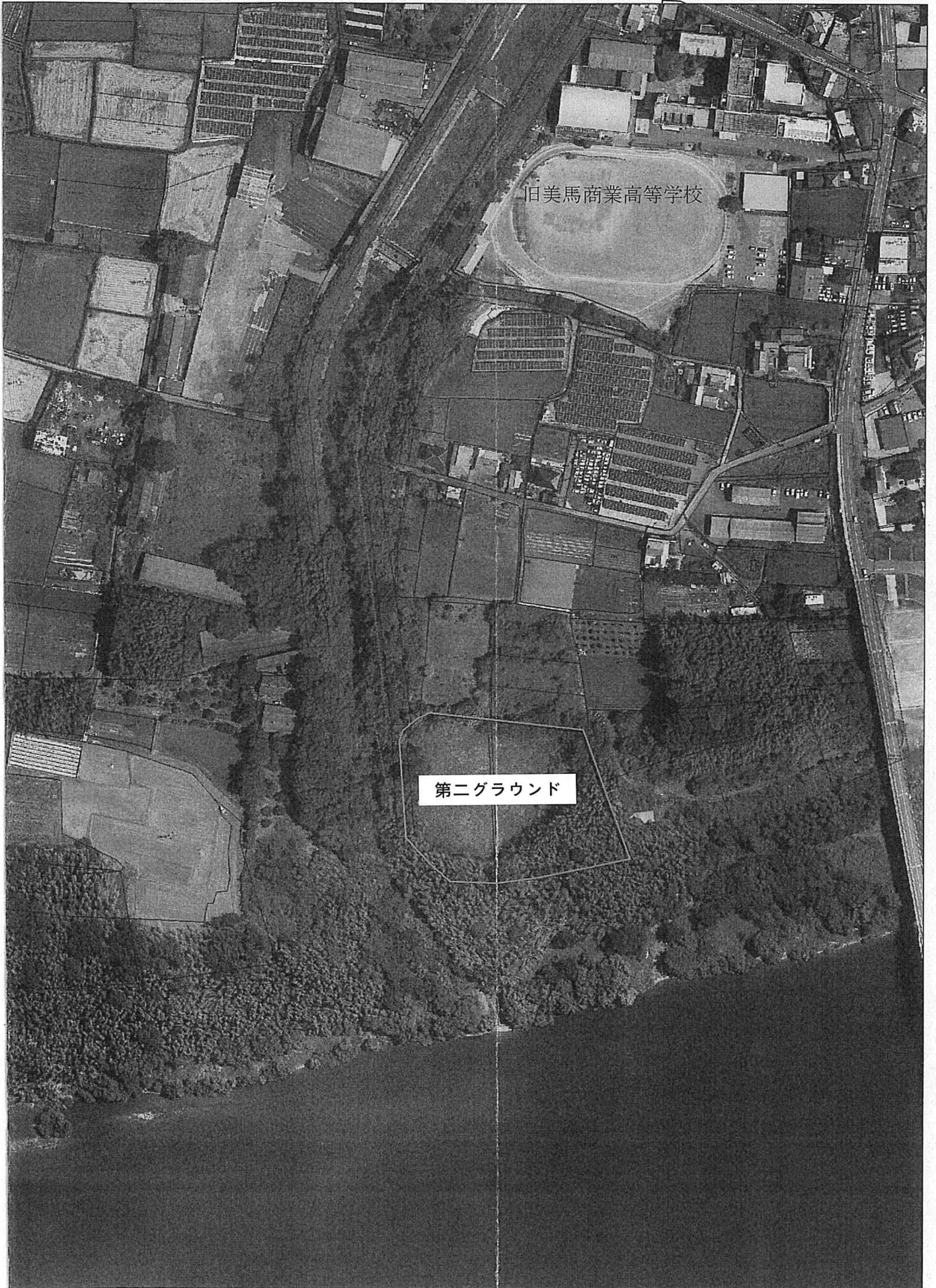
番号	課 名	区分	種別	名 称	所在地番	公簿面積(㎡) 延べ床面積(㎡)	貸付等面積(㎡)	価額(円)	建物等の有無	現 況	備考	処理方針	頁
1	教育委員会特別支援教育課	取得	土地	国府支援学校整備用地	徳島市国府町矢野字松本360番ほか9筆	5,992.82	5,992.82	56,348,582	無	田		土地所有者より購入	19
2	新未来産業課	使用許可	建物	工業技術センター管理研究棟	徳島市雑賀町西開11-2ほか	9,688.02の一部	283.92	1,039,051	有	宅地		徳島商工会議所へ使用許可(免除)	22
3	運輸政策課	貸付	土地	徳島市津田海岸町県有地	徳島市津田海岸町1125-172	14,044の一部	6,026.58	533,596	無	雑種地		(株)姫野組に貸付け	27

【令和3年度第2回公有財産最適化推進会議提出資料】

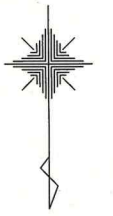
[所管課：施設整備課]

1 案件	旧県立美馬商業高等学校第二グラウンドの売却
2 処理の種類	売却（一般競争入札・ <input checked="" type="checkbox"/> 随意契約）
3 財産の概要	（1）財産の種類 <input checked="" type="checkbox"/> 土地・建物・その他（ <input type="checkbox"/> ）
	（2）財産の所在地 美馬市美馬町字大宮西69番4 69番5
	①地目（学校用地） ②地積（登記：7,832㎡） （売却実測：7,835.73㎡）
	（3）現状 雑種地及び山林（進入路等の問題があり未利用） [建物の有無：有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無]
（4）財産の概要 沿革：1956年 徳島県立美馬商業高等学校 開校 2014年 徳島県立つるぎ高等学校と統合し廃校 建物の一部については、池田支援学校美馬分校として利用	
4 処理しようとする理由	国土交通省が施行する一級河川吉野川改修（沼田堤防）工事の用地として、旧美馬商業高等学校第二グラウンド敷地が買収されることになった。 堤防用地として活用することはやむを得ないと判断できるため、第二グラウンド全筆を国土交通省四国地方整備局徳島河川国道事務所へ売却するものである。
5 評価額	42,849,182円 [算定根拠] 69番4(雑種地) 8,700円/㎡ (R3国土交通省不動産鑑定評価額) ×2,134.15㎡ = 18,567,105円 (山林) 560円/㎡ (R3国土交通省不動産価格意見書等) ×2,298.07㎡ = 1,286,919円 69番5(雑種地) 8,700円/㎡ (R3国土交通省不動産鑑定評価額) ×2,590.81㎡ = 22,540,047円 (山林) 560円/㎡ (R3国土交通省不動産価格意見書等) × 601.62㎡ = 336,907円 (山林) 560円/㎡ (R3国土交通省不動産価格意見書等) × 211.08㎡ = 118,204円
6 特記事項	普通財産（土地）譲渡基準第2第5号の規定に基づき、随意契約により売却を行う。
7 関係図面	別添のとおり。

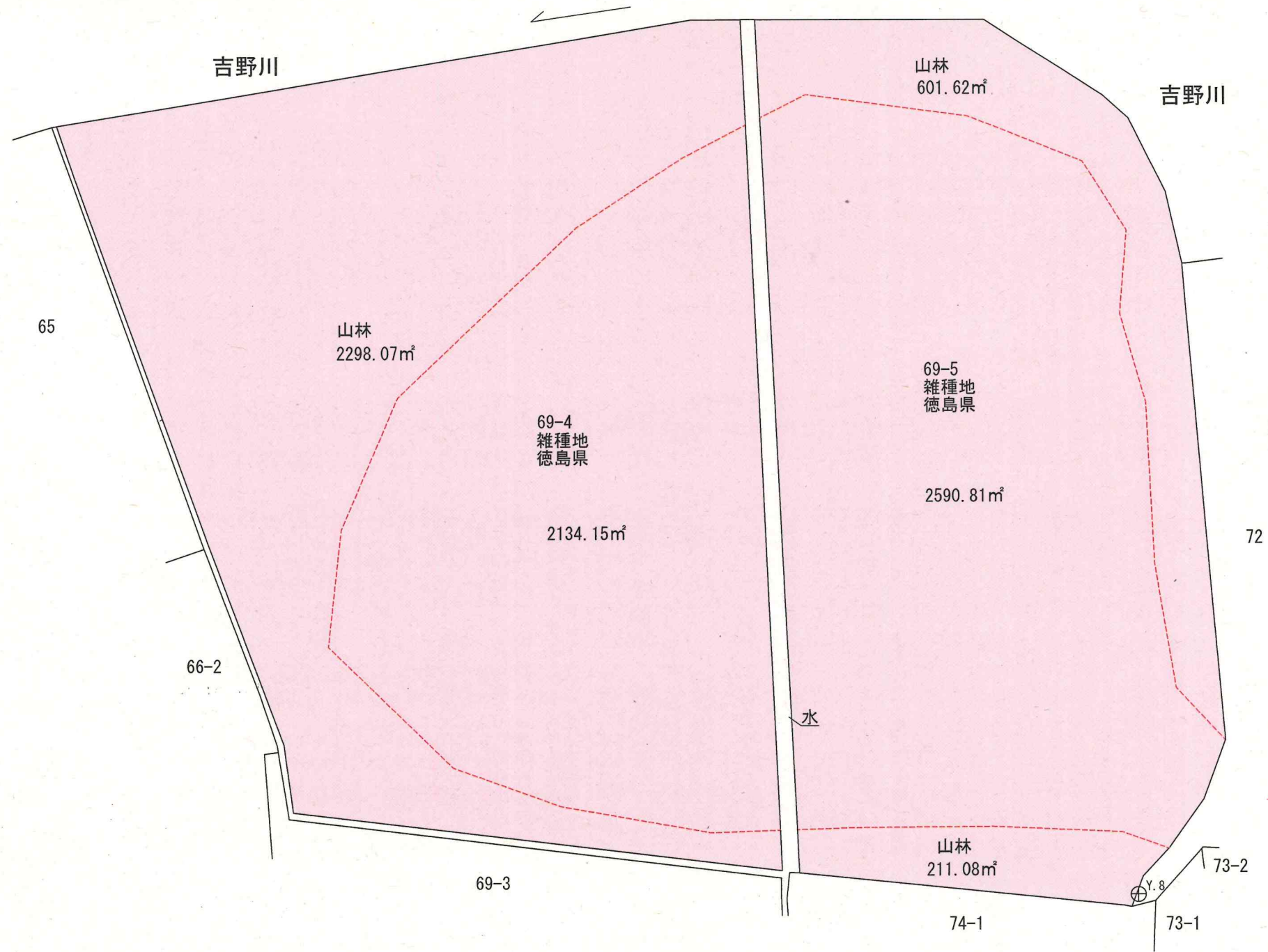
位置図



徳島県美馬市美馬町字大宮西地内



世界測地系
第IV系
S=1:500



(座標値種別：図上測定)

+50696.607

+116155.849

N
74-1

69-1

66-1

63

69-3

64

水

66-2

69-5

69-4

65

地区外

+116029.849

+50571.607

(座標値種別：図上測定)

地番区域見出
美馬町字大宮西

請求部分	所在	美馬市美馬町字大宮西			地番	69番4			
出力縮尺	1/500	精度区分	甲三	座標系番号又は記号	IV	分類	地図(法第14条第1項)	種類	地籍図
作成年月日	昭和54年3月			備付年月日(原図)	平成1年3月2日		補記事項		

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

(徳島地方方法務局美馬支局管轄)

令和3年11月29日

徳島地方方法務局

請求番号：6-1

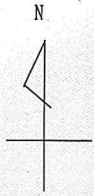
(1/1)

登記官

仲木政則



公用



73-2

73-1

74-1

69-1

69-3

水

72

69-5

69-4

地区外

地区外



請求分	所在	美馬市美馬町字大宮西				地番	69番5				
出縮	力尺	1/500	精度区分	甲三	座標系番号又は記号	IV	分類	地図(法第14条第1項)		種類	地籍図
作成年月日	昭和54年3月				備付年月日(原図)	平成1年3月2日			補記事項		

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

(徳島地方法務局美馬支局管轄)

令和3年11月29日

徳島地方法務局

請求番号：6-2

(1/1)

登記官

仲木政則



表題部 (土地の表示)		調製	平成5年2月25日	不動産番号	4802000273220
地図番号	Z53-1 160	筆界特定	[余白]		
所在	美馬郡美馬町字大宮西			[余白]	
	美馬市美馬町字大宮西			平成17年3月1日行政区画変更 平成17年6月7日登記	
①地番	②地目	③地積	町反畝	原因及びその日付〔登記の日付〕	
69番4	畑	④	314	[余白]	
[余白]	学校用地	[余白]		②昭和45年6月1日変更 〔昭和45年7月14日〕	
[余白]	[余白]		7484	③70番、71番を合筆 〔昭和45年7月14日〕	
[余白]	[余白]		4430	③錯誤 ③69番4、69番5に分筆 国土調査による成果 〔昭和55年7月7日〕	
[余白]	[余白]	[余白]		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成5年2月25日	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他事項
1	合併による所有権登記	昭和45年7月14日 第2763号	所有者 徳島県 順位4番の登記を移記
	[余白]	[余白]	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成5年2月25日



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和3年1月21日
徳島地方法務局美馬支局

登記官

橋本好史



* 上線のあるものは抹消事項であることを示す。

表題部 (土地の表示)		調製	平成5年2月25日	不動産番号	4802000273221
地図番号	Z52-2 Z53-1 160 161	筆界特定	[余白]		
所在	美馬郡美馬町字大宮西			[余白]	
	美馬市美馬町字大宮西			平成17年3月1日行政区画変更 平成17年6月7日登記	
①地番	②地目	③地積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
69番5	学校用地	3402		69番4から分筆 国土調査による成果 〔昭和55年7月7日〕	
[余白]	[余白]	[余白]		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成5年2月25日	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	合併による所有権登記	昭和45年7月14日 第2763号	所有者 徳島県 順位1番の登記を移記
	[余白]	[余白]	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成5年2月25日

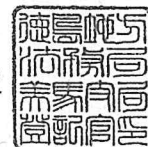


これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和3年1月21日
徳島地方法務局美馬支局

登記官

橋本好史



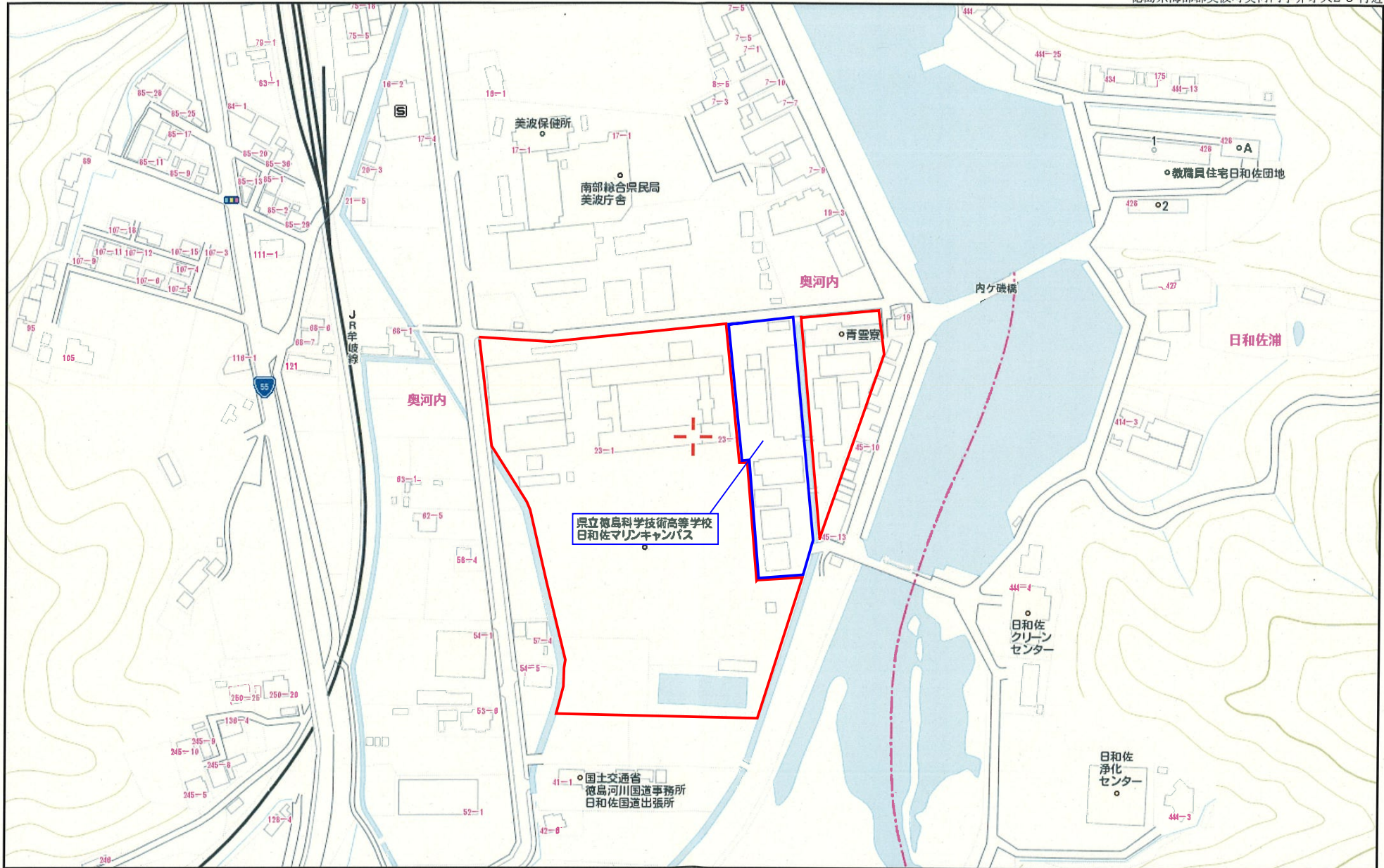
* 下線のあるものは林道事項であることを示す。

【令和3年度第2回公有財産最適化推進会議提出資料】

〔所管課：施設整備課〕

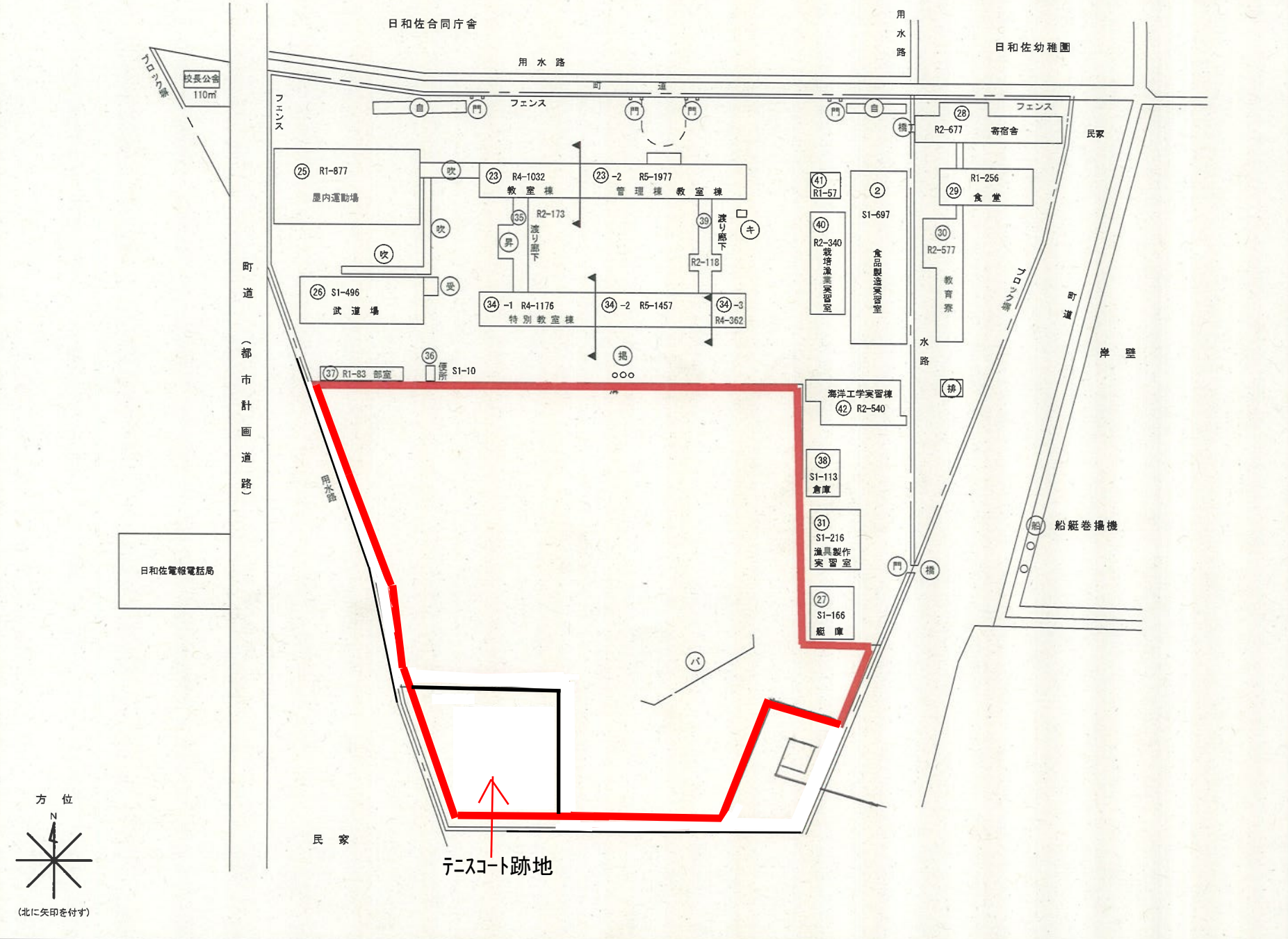
1 案件	旧県立水産高校運動場の貸付（平成28年度条件付承認案件）
2 処理の種類	①使用許可（有償・〔 〕%減額，免除） ② 貸付 （有償・〔 〕%減額， 無償 ）
3 財産の概要	<p>(1) 財産の種類 土地・建物・その他（ ）]</p> <p>(2) 財産の所在地 海部郡美波町奥河内弁才天23-12</p> <p style="text-align: right;">①地目（学校用地） ②地積（登記：19,058㎡） （貸付面積：14,400㎡）</p> <p>(3) 現状</p> <p>【経緯】</p> <p>旧水産高校は平成21年3月に閉校。当時、校舎解体の方針であったが、南部県民局と美波町から有効活用の意向が示されたため、解体処分を見送った経緯がある。</p> <p>その後、町の方針転換等により具体的利用方法が定まらなかったため、平成23年3月に当時の本会議（公有財産活用推進会議）に売却処分の付議を行うも、売却価格の設定額が低すぎるとの意見があり保留となった。</p> <p>さらにその直後、東日本大震災が発生し耐震性の無い建物の利用価値が無くなったことに加え、津波浸水区域内となった事などによる地域の土地取引の低迷から、処分が厳しい状況となっている。</p> <p>現在は美波町に町民グラウンドとして無償貸付を行っているが、更なる有効利用を図るため、平成28年度より徳島県教育委員会施設整備課，南部総合県民局，美波町の3者による利活用検討協議会を設け検討を行っている。</p> <p>【現状】</p> <p>町において，グラウンド敷地はサッカー場として，適切に維持管理されている。</p> <p>南部県民局による県南での雇用推進策のひとつであるコールセンター誘致（美波庁舎の一部を貸付）に関連して敷地の一部（今回貸付けを行う敷地以外）を（株）テレコメディアに職員駐車場として有償貸付を行っている。</p> <p>また，令和3年度，美波町の公共下水道事業のため，グラウンド貸付地の一部を町へ売却した。町から，町民グラウンドの借受面積が減少したため，併設している利用していないテニスコート跡地も併せて，住民生活等の向上を図る目的として借受けしたい旨，事前協議があった。</p> <p style="text-align: right;">〔建物の有無：有・無〕</p> <p>(4) 財産の概要</p> <p>名称：旧水産高校運動場</p> <p>取得：昭和30年12月5日取得</p>

<p>4 処理 しよう とする 理由</p>	<p>旧水産高校跡地利活用検討協議会を設け処分の検討を行っているが、当面の有効利用として、併設しているテニスコート跡地も含め町民運動場として貸付けし、併せて管理してもらうのが適当だと考えられる。</p> <p>相手方：美波町 貸付面積：14,400㎡（県民運動場 14,400㎡） 貸付期間：令和4年4月1日～5年3月31日</p> <p>(適用法令・基準等) 財産の交換，譲与，無償貸付等に関する条例第4条1号及び普通財産無償貸付等取扱基準第2の(3)（他の地方公共団体において、社会福祉もしくは社会教育の施設の用に供するとき）により無償貸付とする。</p> <p>【旧水産高校跡地利活用検討協議会について】 利活用について様々なアイデアが出ているが、その実現あたっては建物に耐震性がないことがネックとなっている。今後は部会において、耐震改修を行った場合の費用対効果の検証や、解体した場合の利用の可能性について、個々の施設毎に議論を深めていくこととしている。 美波町は高台移転計画を進めている事から、高台への移転後や事前復興計画における旧水産高校跡地および隣接する南部県民局美波庁舎を含む一帯の位置づけについて見極めた上で協議会としての方針を定める必要がある。</p>
<p>5 評価 額</p>	<p>無償貸付（8,380,944円） ----- (参考)〔算定根拠〕 固定資産評価額からの貸付額算定 仮固定資産税評価額 14,300円/㎡ × 1.1 × 0.037 × 14,400㎡ = 8,380,944円</p>
<p>6 特記 事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・校舎の老朽化が進行しており、具体的活用計画が無くても解体すべき状況となりつつある。 ・旧水産高校の敷地全体（約30,000㎡）において、約1/2は旧日和佐町から寄附を受けた財産 (うちS45に寄附を受けた土地(372㎡)のみ、旧日和佐町に返還する特約あり)
<p>7 関係 図面</p>	<p>別添のとおり。</p>



140 m

- 凡例
- 建物**
- 未 未とりこわし建物
 - 危 危険建物
 - 借 借用建物
 - 一 一時使用建物
 - 他 他の施設
 - 屋外 屋外教育環境整備事業によるもの
 - サ 産業教育実習施設
- 建物以外の工作物**
- 自 自転車置場
 - 倉 倉庫
 - 吹 吹抜の渡廊下
 - 温 温室
 - 接 相接場
 - 簡 簡易な小規模構造物
 - 門 正門、通用門
 - キ キュービクル
 - 焼 焼却炉
 - 受 受水槽
 - 排 排水処理施設
 - フ プロパン庫
 - ポ ポンプ室
 - フ フェンス
 - ブ ブロック塀
 - ネ 防球ネット
 - コ コンクリート擁壁
 - バ バックネット
 - 割 割溝
 - 機 固定揚揚台
 - 橋 橋梁





旧水産高校主要物件概要

○校舎建物

用途	建築年	構造	面積(m ²)	建物番号
屋内運動場	S41	RC1	877	②⑤
管理棟・教室棟	S46,S47	RC5	3,009	②③,②③-2
特別教室棟	S49,S50,S54	RC5	2,995	③④-1,③④-2,③④-3
武道場	S45	S1	496	②⑥
渡り廊下	S49	RC2	173	③⑤
渡り廊下	S54	RC2	118	③⑨
部室	S53	CB1	83	③⑦

○寮建物

用途	建築年	構造	面積(m ²)	建物番号
寄宿舍	S45	RC2	677	②⑧
食堂	S45	RC1	256	②⑨
教育寮	S46	RC2	577	③⑩

食品製造実習室	S45	S1	697	②
---------	-----	----	-----	---

○土地(単独利用)






用途	取得年	面積(m ²)	状況	所在記号
運動場	S30,S38,S39	12,700	貸付中	A
駐車場	S39	571	貸付中	B





○校舎建物

用途 建物番号	築年 構造 延面積(m ²)	画像・説明	
屋内運動場 ⑳	S41 RC1 877m ²		RC造の体育館 現在は南部県民局のイベント用物品の倉庫として使用
管理棟・教室棟 ㉓,㉓-2	S46,S47 RC5 3,009m ²		北側本校舎 職員室や一般教室がある 雨漏りや鳥の侵入あり
特別教室棟 ㉔-1,㉔-2, ㉔-3	S49,S50, S54 RC5 2,995m ²		南側本校舎 各種実習室がある 雨漏りや鳥の侵入あり
武道場 ㉖	S45 S1 496m ²		剣道や柔道向けの体育施設で中で二つに分かれている
渡り廊下 ㉗	S49 RC2 173m ²		
渡り廊下 ㉙	S54 RC2 118m ²		
部室 ㉟	S53 CB1 83m ²		コンクリートブロック製の部室

○寮建物

用途 建物番号	建築年 構造 面積(m ²)	画像・説明	
寄宿舍 ⑳	S45 RC 2 677m ²		 屋上に水が溜まっており、屋内にも浸潤し常に雨漏りしている状態
食堂 ㉑	S45 RC 1 256m ²		
教育寮 ㉒	S46 RC 2 577m ²		寮施設 ツル植物の侵入あり
食品製造 実習室 ㉓	S45 S 1 697m ²		食品加工用の設備有

○土地(単独利用)

用途 所在記号	取得年	面積 (m ²)	状況	画像・説明
運動場 A	S30,S38,S39	12,700 m ²	貸付中	 美波町グラウンドとして貸付中
駐車場 B	S39	571 m ²	貸付中	 コールセンター職員用として貸付中

表題部 (土地の表示)	調製 余白	不動産番号 4801010038133
地図番号 余白	筆界特定 余白	
所在 海部郡美波町奥河内字弁才天		余白
①地番 23番12	②地目 学校用地	③地積 19058 m ²
原因及びその日付〔登記の日付〕 23番1から分筆 〔平成23年1月17日〕		

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	合併による所有権登記	昭和45年5月7日 第1240号	所有者 徳島県 順位1番の登記を転写 平成23年1月14日受付 第199号



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

(徳島地方法務局阿南支局管轄)

令和4年2月1日

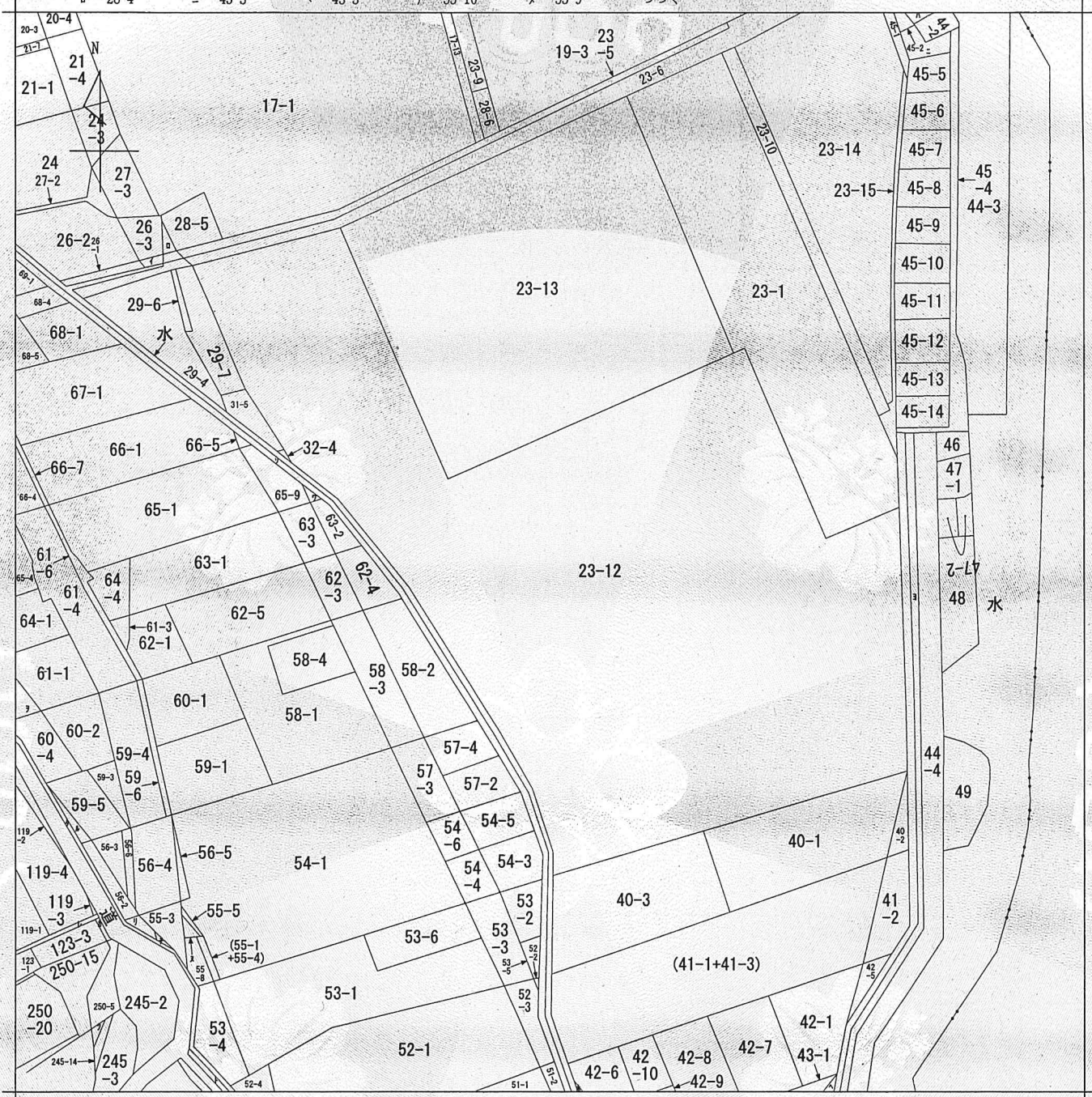
徳島地方法務局

登記官

仲木政則



イ 26-4 ハ 44-1 ホ 42-3 ニ 44-4 リ 55-2 ル 59-2
 □ 28-4 ニ 45-3 ヘ 43-3 フ 55-10 ス 55-9 ヅ 59-2



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番区域見出
 奥河内字弁才天

請求部	所在	海部郡美波町奥河内字弁才天		地番	23番12	
出力縮尺	縮尺不明	精度区分	座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面	
作成年月日			備付年月日(原図)	補記事項		
					種類 旧土地台帳附属地図	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(徳島地方法務局阿南支局管轄)

令和4年2月1日

徳島地方法務局

請求番号：12-3

登記官

仲木政則

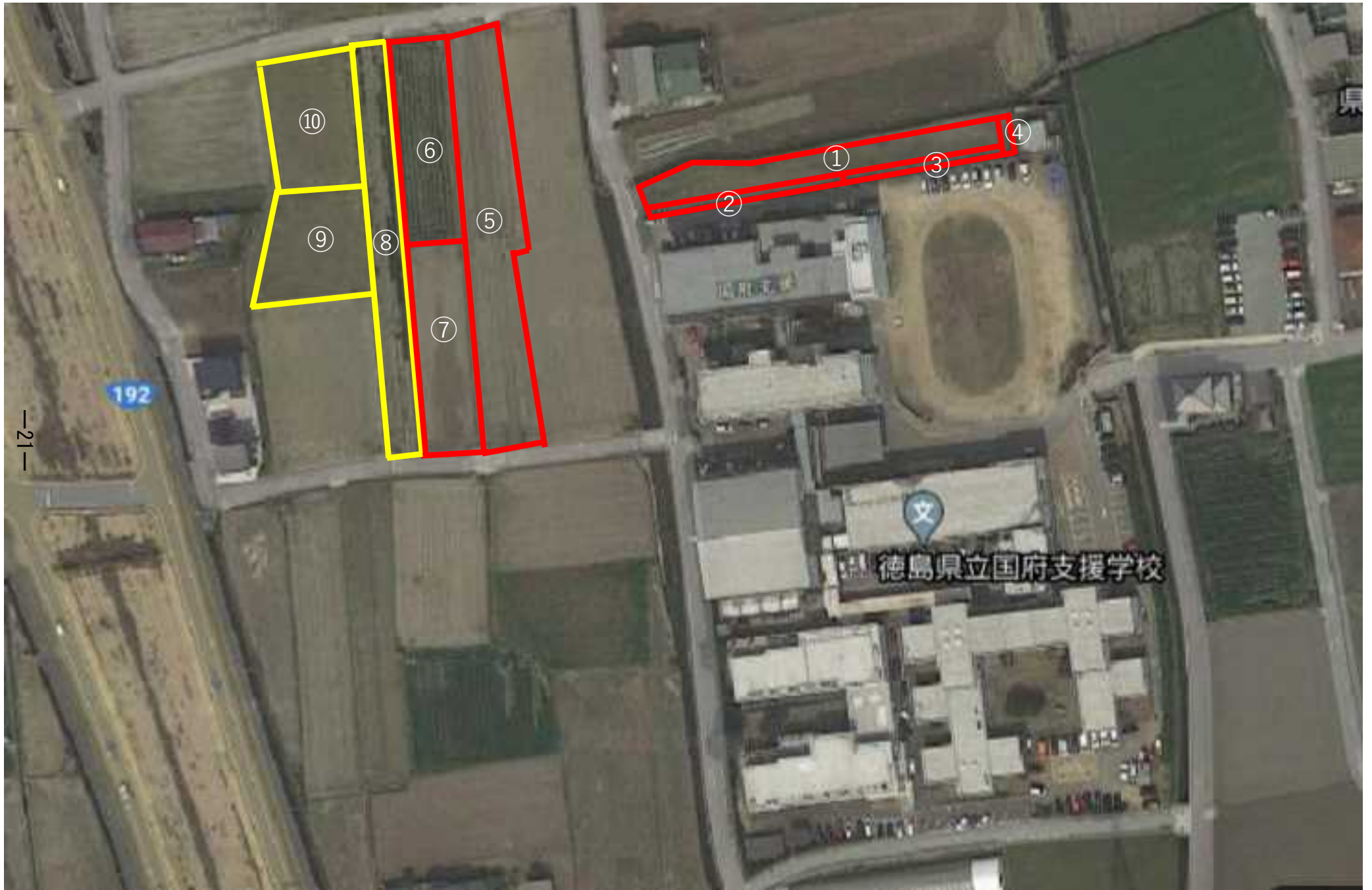


【令和3年度公有財産最適化推進会議提出資料】
〔所管課：教育委員会特別支援教育課〕

1 案件	国府支援学校整備に伴う周辺土地の取得について	
2 処理の種類	取得	
3 財産の概要	(1) 財産の種類 <input checked="" type="checkbox"/> 土地・建物・その他()	
	(2) 財産の所在地 ①徳島市国府町矢野字松本360番 他9筆 (詳細：別紙1のとおり)	①地目(田) ②地積 (登記：5,992.82㎡)
	(3) 現状 稲作実施又は耕作なし(別紙1：参照)	
	〔建物の有無：有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無〕	
4 取得しようとする理由	(4) 財産の概要 地目は、すべて「田」となっているが、②、③及び④については、現状「水路」となっている。	
	国府支援学校については、児童生徒数の増加に伴う校舎の狭隘化、老朽化が進行しており、「新しい時代の特別支援学校の在り方検討会」(令和2年度設置)においても、早急な教育環境の改善が求められたところである。	
	そこで、国が今年度策定する「設置基準」に即応するだけでなく、「進化型の農福連携」や「地域一体型のキャリア教育」等、「ダイバーシティとくしま」の先導モデルとして機能強化する新しい国府支援学校の整備を進めているところである。	
	整備スケジュールでは、今年度は「基本・実施設計」を行うとともに、新たに必要となった農場や駐車場等の土地を確保するため、学校周辺の土地を一体的に取得する必要があることから、今回審議をお願いしたい。	
5 評価額	56,348,582円 〔算定根拠〕 不動産鑑定評価額(比準地価格算定：意見書)	
6 特記事項	なし	
7 関係図面	別紙2のとおり	

		地番	地目	面積(m ²)	評価額(円)	備考
北側農地	①	徳島市国府町矢野字松本360番	田	928.00	5,100円/m ² ~ 9,900円/m ²	
北側農地 用水	②	徳島市国府町矢野字松本359番2	田	22.00		※現状水路
	③	徳島市国府町矢野字松本358番2	田	24.00		※現状水路
	④	徳島市国府町矢野字松本356番5	田	4.82		※現状水路、
西側農地	⑤	徳島市国府町矢野字椿ノ本377番1	田	1,220.00		
	⑥	徳島市国府町矢野字椿ノ本378番1	田	752.00		
	⑦	徳島市国府町矢野字椿ノ本379番1	田	768.00		
	⑧	徳島市国府町矢野字椿ノ本380番1	田	900.00		
	⑨	徳島市国府町矢野字椿ノ本382番	田	678.00		
	⑩	徳島市国府町矢野字椿ノ本383番1	田	696.00		
計				5,992.82	56,348,582	

(登記簿) (比準値価格算定:意見書による)

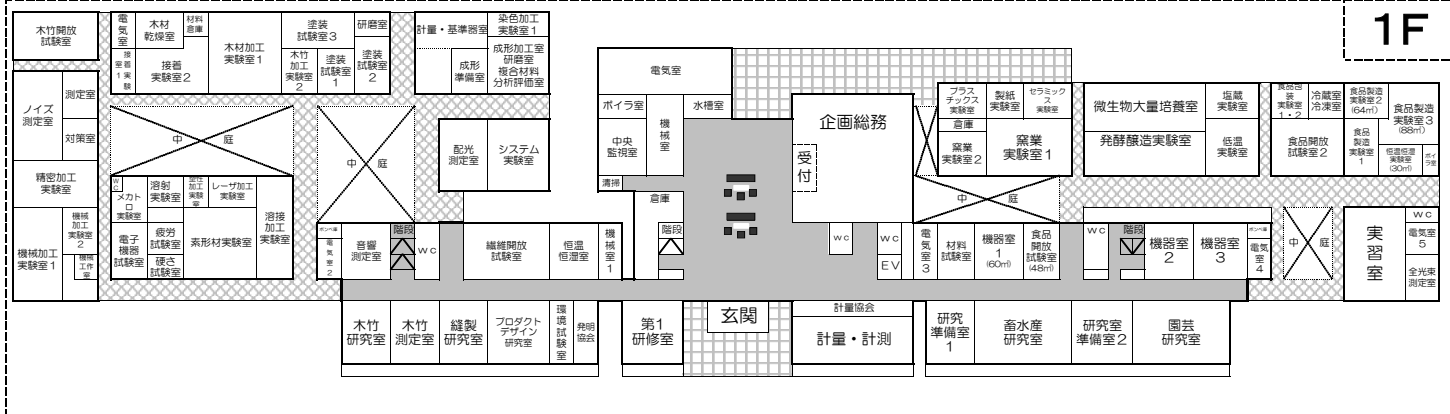
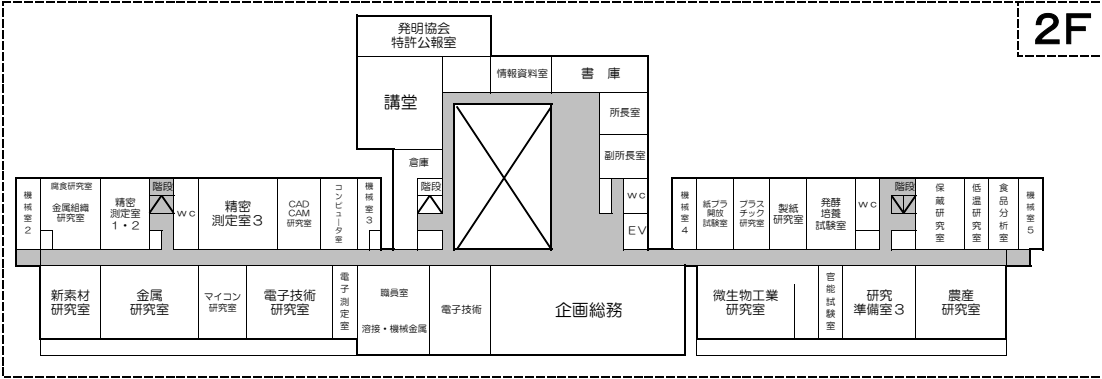
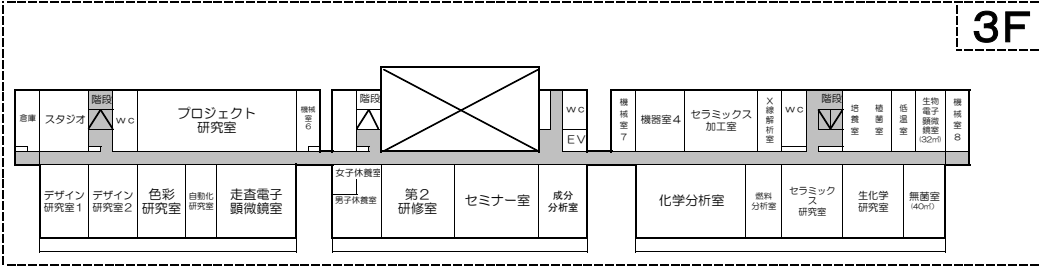


【令和3年度公有財産最適化推進会議提出資料】

〔所管課：新未来産業課〕

1 案件	徳島県立工業技術センター管理研究棟の1階の一部の使用許可について
2 処理の種類	①使用許可 (有償・〔 〕%減額, 免除) ②貸付 (有償・〔 〕%減額, 無償)
3 財産の概要	<p>(1) 財産の種類〔土地・建物・その他()〕</p> <p>(2) 財産の所在地 徳島市雑賀町西開11-2, 11-13, 11-14, 雑賀町東開25-7, 35-1</p> <p>(3) 現状 未利用 [建物の有無: 有・無]</p> <p>(4) 財産の概要 徳島県立工業技術センターは、1991年8月に竣工。管理研究棟1階の一部である玄関ロビー（テクノプラザ）は、現在、県内企業等の技術や製品を紹介する展示ブースや、来客時の応接スペースとして県が使用している。</p>
4 処理しようとする理由	<p>(1) 使用許可の相手方 徳島商工会議所</p> <p>(2) 用途 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種（中小企業の従業員を対象とした職域接種）実施のため、接種会場の一部として使用</p> <p>(3) 使用許可しようとする理由 徳島商工会議所より、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種（職域接種）の実施会場の一部として応急的に使用したい旨の申し出があった。徳島商工会議所は公共的団体であり、新型コロナウイルスへの対応は緊急を要するとともに、公益上の必要性が特に高いと認められることから、使用許可はやむを得ないとする。</p> <p>(4) 使用許可面積及び期間 283.92m² R3. 8. 30～R3. 10. 25 (57日間)</p>
5 評価額	<p>1,039,051 円 (基準使用料年額 6,497,722 円)</p> <p>〔算定根拠〕建物使用料相当額 別添の「行政財産使用料算出基礎」のとおり。 なお、「徳島県行政財産使用料条例」第六条第四号、「行政財産使用料減免基準」4(9)により使用料は免除とする。</p>
6 特記事項	
7 関係図面	別添のとおり。

徳島県立工業技術センター



行政財産使用料算出基礎

*** 建物の使用に係る算式**

[(建物使用面積に対応する時価 × 2 / 10,000 × 57日) + (建物の建面積に相当する土地に対応する時価 × 建物使用面積 / 建物の延べ面積 × 1 / 10,000 × 57日) + 200円] × 1.10

区 分	工業技術センター(テクノプラザ)	備 考																																
使用料 の算出	$\{ (2,752,788,793 \text{ 円} \times 283.92 \text{ m}^2 / 9,688.02 \text{ m}^2 \times 2 / 10,000 \times 57 \text{ 日}) + (147,912,498 \text{ 円} \times 283.92 \text{ m}^2 / 9,688.02 \text{ m}^2 \times 1 / 10,000 \times 57 \text{ 日}) \}$ $+ 200 \text{ 円} = 944,592 \text{ (円未満切り捨て)}$ $944,592 \text{ 円} \times 1.10 = \underline{\underline{1,039,051 \text{ 円}}} \text{ (円未満切り捨て)}$	使用料(円) (単位面積(m ²) 1日あたり): 58.4 円 テクノプラザ使用面積: 284m ² 使用期間: 57日																																
算定の基礎	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">工業技術センター (管理研究棟)</td> <td style="width: 20%;">建面積</td> <td style="width: 20%;">4,057.32 m²</td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>延面積</td> <td>9,688.02 m²</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・建物の価格</td> <td>2,752,788,793 円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・土地の価格</td> <td style="border-top: 1px solid black;">147,912,498 円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">↑</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>1,152,166,805 円 ×</td> <td>4,057.32 m² / 31,604.56 m²</td> <td>= 147,912,498 円 (円未満切り捨て)</td> </tr> <tr> <td>・土地全体面積</td> <td>31,604.56 m²</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・土地全体時価評価 (参考: 取得価格)</td> <td>1,152,166,805 円 1,165,936,009 円</td> <td></td> <td>時価 = 固定資産税仮評価額 ÷ 0.7 (円未満切り捨て)</td> </tr> </table>	工業技術センター (管理研究棟)	建面積	4,057.32 m ²			延面積	9,688.02 m ²		・建物の価格	2,752,788,793 円			・土地の価格	147,912,498 円				↑				1,152,166,805 円 ×	4,057.32 m ² / 31,604.56 m ²	= 147,912,498 円 (円未満切り捨て)	・土地全体面積	31,604.56 m ²			・土地全体時価評価 (参考: 取得価格)	1,152,166,805 円 1,165,936,009 円		時価 = 固定資産税仮評価額 ÷ 0.7 (円未満切り捨て)	固定資産税仮評価額 806,516,764 円 (徳島市 令和2年1月1日現在)
工業技術センター (管理研究棟)	建面積	4,057.32 m ²																																
	延面積	9,688.02 m ²																																
・建物の価格	2,752,788,793 円																																	
・土地の価格	147,912,498 円																																	
	↑																																	
	1,152,166,805 円 ×	4,057.32 m ² / 31,604.56 m ²	= 147,912,498 円 (円未満切り捨て)																															
・土地全体面積	31,604.56 m ²																																	
・土地全体時価評価 (参考: 取得価格)	1,152,166,805 円 1,165,936,009 円		時価 = 固定資産税仮評価額 ÷ 0.7 (円未満切り捨て)																															

【令和3年度公有財産最適化推進会議提出資料】

〔所管課：運輸政策課港にぎわい振興室〕

1 案件	徳島市津田海岸町県有地の貸付について
2 処理の種類	①使用許可（有償・〔 〕%減額，免除） ②貸付（有償・〔 〕%減額，無償）
3 財産の概要	<p>(1) 財産の種類〔土地〕・建物・その他（ 〕</p> <p>(2) 財産の所在地 徳島市津田海岸町1125番172の一部</p> <p>①地目（雑種地） ②地積（登記：14,044㎡） （実測：6,026.58㎡）</p> <p>(3) 現状 更地</p> <p>〔建物の有無：有・無〕</p> <p>(4) 財産の概要 四国横断自動車道用地の確保と津田木材団地の再整備を図るため，水面貯木場を埋立て，平成29年7月にその一部を国土交通省四国地方整備局徳島河川国道事務所へ売却した。 H28.1.21 公有水面埋立による表示登記（1125番172） H28.3.23 徳島県に所有権保存登記 H29.7.14 1125番172，1125番175ないし1125番180に分筆</p>
4 処理しようとする理由	<p>株式会社姫野組から，国土交通省四国整備局発注の令和3年度横断道津田高架橋下部工事にかかるヤードとして使用したいとの申出があった。</p> <p>当該土地は普通財産であり，当面利用する予定はなく，財産の管理上，特段の支障もないことから，貸付けを行うものとする。</p> <p>貸付面積：6,026.58㎡ 貸付期間：令和4年2月1日～令和4年3月25日（53日間）</p>
5 評価額	<p>基準貸付年額 3,674,767円 貸付料 533,596円</p> <p>〔算定根拠〕 別添のとおり。</p>
6 特記事項	
7 関係図面	別添のとおり。

価格評価調書

適正価格を得るため、不動産鑑定士（2者）の意見書を求めることとし、次のとおりの鑑定を得た。（R3.3.1時点）

1 評価額

(1) 基準となる地の評価額（標準地価格に相当する価格）

20,400円/㎡（H28.12.1時点）

(2) 時点修正率

日本不動産研究所	H28.12.1～H29.12.1の時点修正率	0.0%
	H29.12.1～H31.3.1の時点修正率	0.0%
	H31.3.1～R2.3.1の時点修正率	0.6%
	R2.3.1～R3.3.1の時点修正率	0.6%

阿部不動産鑑定事務所	H28.12.1～H29.12.1の時点修正率	0.0%
	H29.12.1～H31.3.1の時点修正率	0.0%
	H31.3.1～R2.3.1の時点修正率	0.6%
	R2.3.1～R3.3.1の時点修正率	0.6%

(3) 対象地の評価額

$20,400\text{円}/\text{m}^2 \times 100.6 / 100 \times 100.6 / 100 \div \underline{20,600\text{円}/\text{m}^2}$

2 基準貸付料年額

$20,600\text{円}/\text{m}^2 \times 0.8 \times 3.7\% \times 6,026.58\text{m}^2$
= 3,674,767円（1円未満切り捨て）

3 貸付期間

令和4年2月1日から令和4年3月25日まで（53日）

4 貸付料

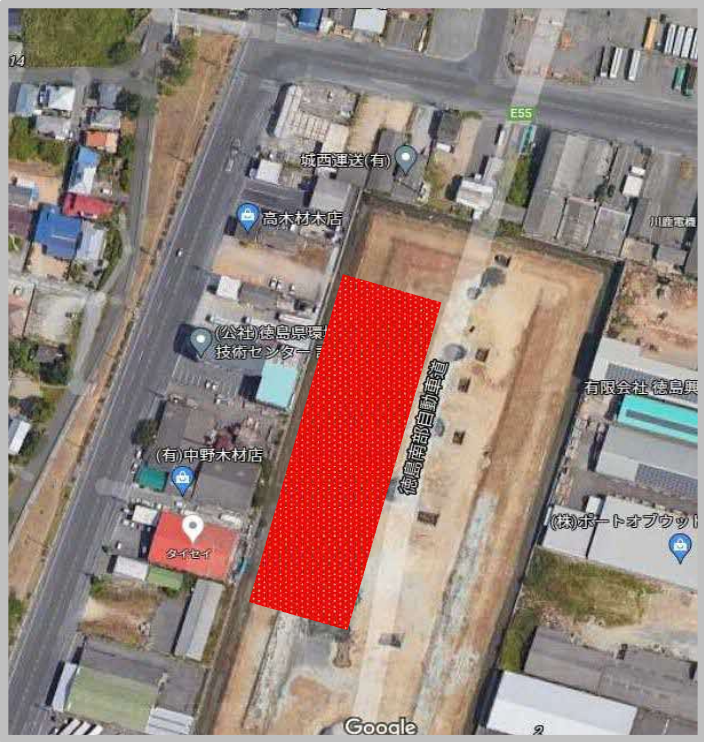
$3,674,767 \times 53 / 365$
= 533,596円（1円未満切り捨て）

上記のとおり評定します。

令和4年1月4日

運輸政策課港にぎわい振興室資産活用担当 主事 近藤翔太

位置図



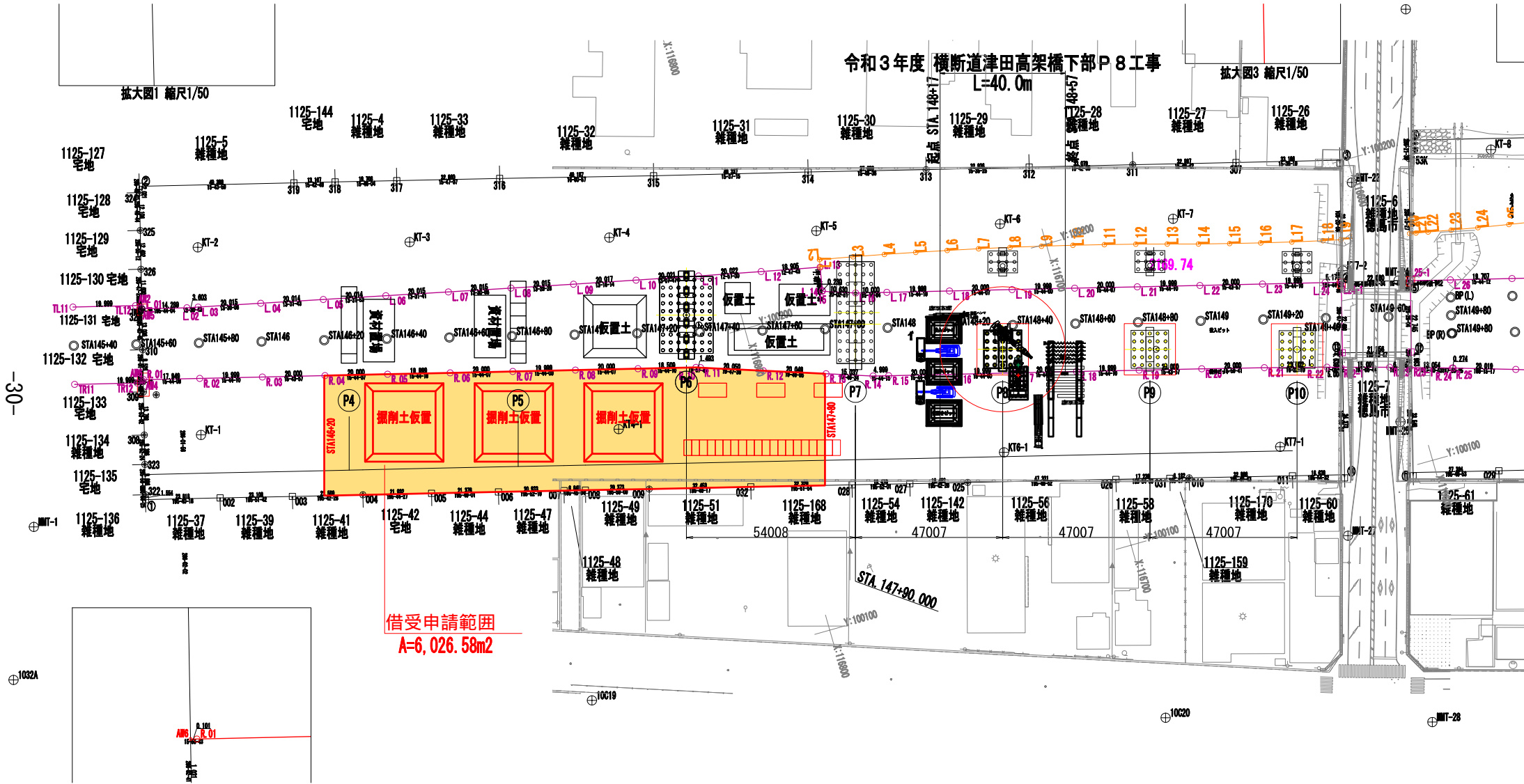
平面図

令和3年度 横断道津田高架橋下部P8工事

L=40.0m

拡大図3 縮尺1/50

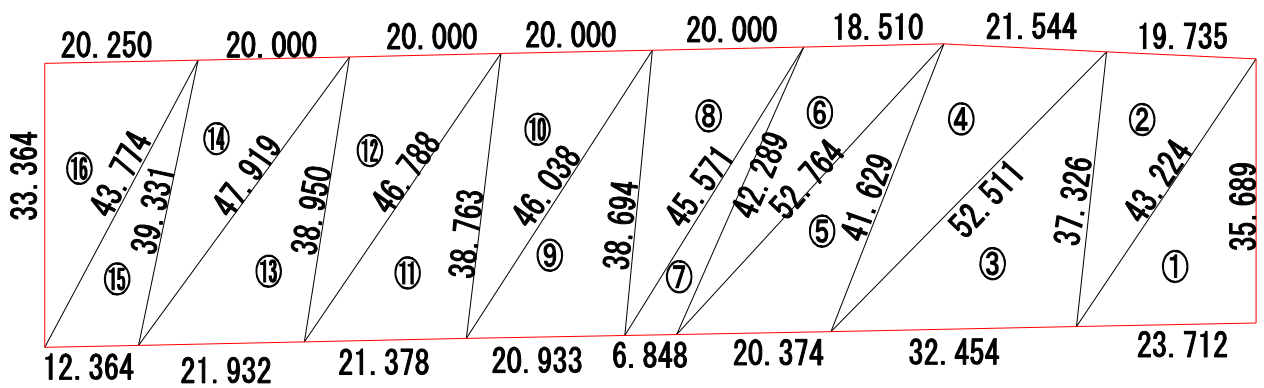
拡大図1 縮尺1/50



借受申請範囲
A=6,026.58m²

-30-

求積図



面積

全体面積

NO.	a	b	c	s	面積	摘要
1	35.689	43.224	23.712	51.3125	423.051	
2	43.224	19.735	37.326	50.1425	367.692	
3	37.326	52.511	32.454	61.1455	600.681	
4	52.511	21.544	41.629	57.8420	425.990	
5	41.629	52.764	20.374	57.3835	393.142	
6	52.764	18.510	42.289	56.7815	355.706	
7	42.289	45.571	6.848	47.3540	131.614	
8	45.571	20.000	38.694	52.1325	384.329	
9	38.694	46.038	20.933	52.8325	402.368	
10	46.038	20.000	38.763	52.4005	383.818	
11	38.763	46.788	21.378	53.4645	410.345	
12	46.788	20.000	38.950	52.8690	383.518	
13	38.950	47.919	21.932	54.4005	420.573	
14	47.919	20.000	39.331	53.6250	383.493	
15	39.331	43.774	12.364	47.7345	237.051	
16	43.774	20.250	33.364	48.6940	323.211	
				合計	6026.582	

申請面積

6026.6 ≒ 6027m²

(議題 2)

公有財産最適化推進会議幹事会における専決案件について

公有財産最適化推進会議幹事会

専決案件

一 覧 表

番号	課名	区分	種別	名称	所在地番	公簿面積(m ²) 延べ床面積(m ²)	貸付等面積(m ²)	価額(円)	建物等 の有無	現況	備考	処理方針
1	運輸政策課	貸付	建物	旧タクシーメーター検査場	徳島市万代町5丁目71-42	321.15の一部	110.40	85,021	有	雑種地		NPO法人Creerに貸付け
2	管財課	貸付	土地	教職員公舎小松島団地跡地	小松島市江田町大江田131-1, 132-7	2,008.46の一部	763.09	274,460	無	宅地		国土交通省四国地方整備局徳島河川国道事務所へ貸付け
3	スマート林業課	使用許可	建物	木のおもちゃ美術館	板野郡板野町那東字ギビガ谷 45-22	1,568.49の一部	19.23	393,445	有	宅地		(株)あわわに使用許可
4	運輸政策課	譲与	土地 工作物	徳島空港臨空用地防火水槽等	板野郡松茂町豊久字朝日野 6-6, 10-8	(土地) 60 65	(土地) 60.01 65.00 (工作物) 4基	2,639,208 3,152,965	無	雑種地		松茂町へ譲与
5	教育委員会 施設整備課	売却	土地	池田支援学校美馬分校東側県有地	美馬市美馬町字大宮西112番3	46の一部	42.63	298,410	無	雑種地		随意契約により売却
6	教育委員会 施設整備課	売却	土地	旧県立水産高等学校敷地	海部郡美波町奥河内弁才天 23-12	19,058の一部	1,496.00	19,747,200	有	学校用地		美波町に売却
7	教育委員会 施設整備課	使用許可	建物	阿南光高校新野キャンパス とくしまイノベーションセンター	阿南市新野町室ノ久保12	1,660.95の一部	64.61	200,624	有	学校用地		国立大学法人徳島大学に 使用許可(免除)
8	教育委員会 施設整備課	使用許可	建物	阿南光高校新野キャンパス とくしまイノベーションセンター	阿南市新野町室ノ久保12	1,660.95の一部	64.61	200,624	有	学校用地		国立大学法人徳島大学に 使用許可(免除)
9	警察本部 拠点整備課	使用許可	土地	旧徳島中央警察署敷地	徳島市中洲町1丁目18-2ほか	5,212.42の一部	35.56	149,363	有	宅地		徳島市に使用許可(免除)
10	管財課	売却	土地	旧高瀬谷砂防設備設置跡地	美馬市美馬町境目183-15	770.10	781.26	5,130,000	無	宅地		一般競争入札により売却
11	スマート林業課	取得	土地 立木	山林	那賀郡那賀町水崎字後谷3-4 ほか5筆	193,415	186,900	10,221,300	無	保安林		県有林として取得

番号	課名	区分	種別	名称	所在地番	公簿面積(㎡) 延べ床面積(㎡)	貸付等面積(㎡)	価額(円)	建物等の有無	現況	備考	処理方針
12	教育委員会 特別支援教育課	借受	土地	国府支援学校整備に係る 埋蔵文化財発掘調査時の 駐車場の借受け	徳島市国府町中宇原淵489, 499, 500	2,868	2,868	150,000円/月	無	田		駐車場として民間から一時 借受け
13	運輸政策課	売却	土地	津田海岸町県有地	徳島市津田海岸町1125-187, 1125-188の一部	32,072の一部	1,200.00	27,000,000	無	雑種地		国土交通省四国地方整備 局徳島河川国道事務所へ 売却
14	管財課	貸付	土地	職員公舎小松島団地跡地	小松島市江田町大江田132番7	1,832.52の一部	823.54	334,688	無	宅地		(株)姫野組に有償貸付
15	農林水産総合 技術センター 経営研究課	貸付	土地	旧農業大学校敷地	名西郡石井町石井字石井 2272-1	32,252の一部	893.04	355,616	有	学校敷地	建物(本館の一 部)を解体撤去 後, 新築	国立大学法人徳島大学に 無償貸付
16	教育委員会 施設整備課	売却	土地	阿波高等学校敷地	阿波市吉野町柿原字ヒロナカ 188番4, 199番2	4,916の一部	389.39	3,115,040	無	学校用地		阿波市に売却
17	教育委員会 施設整備課	交換	土地	(県有地) 富岡東高等学校敷地	阿南市領家町本荘ケ内116番 1, 117番6	330の一部	114.95	7,290,000	無	水路敷		阿南市と等価交換
				(市有地) 法定外公共物	阿南市領家町本荘ケ内117番6 ほか地先	—	273.19		無	学校敷地		

(議題3)

未利用財産の売却計画（令和2～4年度）（実績）について

未利用財産（土地・建物）売却計画（令和2～4年度）

No.	名 称	所 在 地	建 物	土 地 面 積 (㎡)	落札金額	備考
1	労働福祉会館駐車場	徳島市昭和町3丁目35-7	無	498.76		
2	旧徳島テクノスクール用地	徳島市南島田町2丁目25ほか	有	13,444.63		
3	県営貯木場管理事務所	徳島市新浜町1丁目497-9	有	316.00		
4	農業研究所旧鴨島分場庁舎敷地	吉野川市鴨島町鴨島字殿郷88-5	有	4,471.02		
5	旧農業研究所鴨島分場南ほ場	吉野川市鴨島町鴨島字殿郷27-1	無	5,308.62		
6	旧農業研究所鴨島分場東ほ場	吉野川市鴨島町鴨島字殿郷126-1ほか	無	3,469.08		
7	徳島小松島港開発事務所（小松島詰所）	小松島市小松島町字新港37-7ほか	有	1,528.87		
8	県道小勝島公園線線廃道敷地	阿南市橘町鍋浦17-2,22,54-5外	無	4,000.00		
9	八万東土地区画整理事業換地	徳島市山城西2-78	無	109.73	8,900,000	R2売却済
10	吉野本町団地県営住宅	徳島市吉野本町4丁目44-3	有	1,625.72		
11	田宮川旧河川用地	徳島市蔵本元町3-50-6	無	117.89		
12	旧港湾公共用地	阿南市橘町豊浜36-17	無	1,314.70		
13	旧朴野公舎跡地	那賀郡那賀町朴野字大西8-1	無	949.57		
14	阿波西高等学校敷地（旧職員公舎）（一部）	阿波市阿波町下喜来南255-5	無	286.98		
15	阿波西高等学校敷地（旧職員公舎）（一部）	阿波市阿波町下喜来南255-6	無	262.96		
16	旧水産高等学校敷地（一部）	海部郡美波町奥河内字弁財天23-14	有	3,091.62		
17	名西高校校長公舎	名西郡石井町石井字石井60-26	有	304.20	5,800,000	R2売却済
18	城西団地2	徳島市名東町3丁目314-2	有	226.00		
19	小松島西高校校長公舎	小松島市中田町千代ヶ原17-19	有	228.16		
20	教職員公舎三加茂団地	三好郡東みよし町加茂2843番地5	有	2,140.15		
21	旧富田橋職員公舎跡地	徳島市富田橋5丁目5	無	443.44		
22	旧沖洲交番	徳島市南沖洲3丁目56-1	有	210.56	10,900,000	R3売却済
23	新港待機宿舎（1）（2）	小松島市小松島町新港9-11	有	2,628.71		
24	旧島田駐在所	徳島市中島田町3丁目59-4	無	166.28		
25	旧川内町宮島駐在所	徳島市川内町宮島浜105-1	有	245.44		
26	旧県立高等学校総合寄宿舎麻植寮	吉野川市川島町栗村字山ノ神697-2	有	2,930.46	1,434,567	R3売却済
27	旧高瀬谷砂防設備跡地	美馬市美馬町境目183-15	無	770.10		

合 計 27件 51,089.65

R2売却件数（R3.3.31時点）	2件	413.93	14,700,000
R3売却件数（R4.2.28時点）	2件	3,141.02	12,334,567
合計	4件	3,554.95	27,034,567

(議題 4)

徳島県公共施設等総合管理計画の改訂について

「徳島県公共施設等総合管理計画」の改訂案に係るパブリックコメントの実施結果について

令和3年12月8日(水)から令和4年1月7日(金)まで、「徳島県公共施設等総合管理計画」の改訂案に係るパブリックコメントにより御意見を募集したところ、10名の方から23件の御意見をいただきました。御意見の概要と県の考え方は次のとおりです。

番号	いただいたご意見の概要	ご意見に対する県の考え方
1	徳島県は、吉野川や勝浦川、那賀川など県土を大きな川が横断しており、そこに多くの橋がかかっています。古くからある橋から、最近できた橋まで非常に数が多いと思いますが、どの橋も交通量が多く、朝夕には多くの車両で渋滞していると感じます。橋を架け替えるとなると、その間、通行を止めることになるとは思いますが、そうすると周辺の交通がひどい大渋滞となることが予想されるため、可能な限り、橋の寿命を伸ばして、大工事をしなくていいようにして欲しいと思います。	点検・診断の結果を基に適切な時期に修繕を行う「予防保全型の管理」により、橋梁施設の長寿命化を推進しております。また、修繕工事の実施に当たっては、周辺交通に配慮した施工計画により、工事を進めて参ります。
2	交通渋滞しそうな工事は事前に県民に工事予定がわかるように、ある程度、中長期的な修繕工事の予定も積極的に情報発信してもらいたいと思います。	通行規制により周辺交通に影響を及ぼす工事については、現地の予告看板や道路情報板の他、徳島県県土防災情報ホームページにより事前周知に努めております。
3	徳島県文化芸術ホール(仮称)を整備するのに当たり、青少年センターの機能の一部を、「旧徳島市文化センター」「徳島市中央公民館」も併せて集約した「新たなホール」として整備する計画が進められている。しかし、この施設は将来の徳島県の人口推移を考えたとき、稼働率の悪い赤字経営の箱物になるのではと危惧している。そうした中で、今後は郷土文化会館の活用について検討する必要がある。アスティとくしまを含めると県立で同様の施設が徳島市内に3つあり、稼働率はあがらないと思う。改訂案では当面、連携を踏まえた効率的な改修が必要であるとしているが、果たして改修が必要なのだろうか。耐用年数経過後は、改修以外の方法を考えるべきである。	新ホールの管理運営については、令和4年度中に「管理運営基本計画」を策定する予定であり、ホールの開館に向けて、事業展開や施設運営、組織体制、収支計画等の管理運営に係る具体的な方向性を検討して参ります。また、郷土文化会館については、新ホールの整備後においても緊密な連携を図るために、当面の間、施設に求められる機能を確保できるように、「徳島県県有施設長寿命化計画」に基づいた効率的な改修が必要であると考えております。
4	青少年センターは「既存ストック有効活用」という「新次元の概念」を全国に先駆けて打ち出し、PFIの手法により2010年に改修工事を完成させている施設であるが、10年余で、建て替えるのはどうかと思う。もう、決まっているので仕方なく残念であるが、将来この決定が県民に取っての負債になりそうで大変不安である。	青少年センターは平成22年度に改修工事を行ったものの、築48年が経過しており、老朽化の進行により今後も建て替えや大規模改修が必要な状況であったことから、新ホール整備を契機とし、新たな青少年センターをアミコビルへ移転することとしました。今後、徳島駅前のにぎわいを創出する核となる施設として、青少年をはじめ、幅広い年代の交流機会の増加につながる展開を図って参ります。
5	イタズラにハコモノを更新するのではなく、長寿命化による有効活用、コスト削減は大切なことだと思います。しかし、最近全国で地震が発生していて、今後南海トラフ地震が発生することも心配されるので、南海トラフ地震が発生した時にも、倒壊などせず使用し続けられる耐久性を備えた施設となるよう維持管理してください。	今後も既存ストックの有効活用を軸に据えた、国土強靱化に資する公共施設等の長寿命化を推進して参ります。

番号	いただいたご意見の概要	ご意見に対する県の考え方
6	<p>徳島県は川が多く、たくさんの橋がかかっており、道路と橋では維持していくコストが比較にならないと思います。</p> <p>今後の費用負担を考慮し、長寿命化するときの国からの援助をもっと受けれるよう国に要望してください。</p>	<p>国土強靱化の実現に向けた橋梁を含む社会基盤整備の加速について、徳島発の政策提言において「国と地方が総力を挙げて社会基盤整備を推進するため、令和3年度までとなっている「公共施設等適正管理推進事業債」の延長をはじめ、地方の取組に対する支援制度を充実するとともに、十分な財源を確保すること。」を提言するなど国に対して働きかけてきており、引き続き「現場主義・国民目線」のもと、地方の取組に対する支援制度の充実を国に働きかけて参ります。</p>
7	<p>新ホールが整備された後の郷土文化会館の役割について検討をする必要があると思います。将来、郷土文化会館をどうするのかを念頭においた施設管理を行うべきだと思います。</p>	<p>郷土文化会館については、新ホールの整備後においても緊密な連携を図るために、当面の間、施設に求められる機能を確保できるように、「徳島県県有施設長寿命化計画」に基づいた効率的な改修が必要であると考えております。</p>
8	<p>人口が減っていく中での施設維持は難しいことだと思います。施設を廃止する場合は、それによって起きる影響も、十分に検討した上で判断していただきたいです。必要な施設に必要な修繕がきちんと行われるようお願いいたします。</p>	<p>引き続き、人口推移・構造の変化や財政負担を踏まえて将来ニーズを見通し、県民の利便性、運営及び管理効率、施設機能、施設規模や立地などの幅広い観点から、「公共施設のあり方の抜本的見直し」を推進し、「長寿命化対象施設」を厳選した上で、「予防保全型」の「継ぎ目ないメンテナンスサイクル」を基礎とする「老朽施設の戦略的な長寿命化」を実行して参ります。</p>
9	<p>「(課題認識)県民の新たなニーズに応える「付加価値」を高める」長寿命化の視点と共に、目的や機能をさらに高める事で価値が上がり効果的で良いと思いました。</p>	<p>引き続き、修繕や更新等の機会を捉えて、社会経済情勢の変化に応じた質的向上や機能付加、用途変更や複合化・集約化を図って参ります。</p>
10	<p>防災減災については詳しく記載があるものの、「新型コロナウイルス」「気候変動」の視点での検討が要ると思います。</p> <p>別途、パブコメに供されている「第4次徳島県住生活基本計画(案)」(県土整備部)は「新型コロナウイルス」「気候変動」「防災減災」に対応しているので、付加価値の観点から整合させて欲しい。</p>	<p>「新型コロナウイルス」感染拡大の影響による社会変容に対応するため、「旧海部病院を改修し宿泊療養施設として活用」するなど、新たなニーズに応える既存ストックの有効活用を引き続き図って参ります。</p> <p>また、「気候変動」の緩和に資するように、自然エネルギーの導入、高効率設備機器への更新や県内産木材を使用した木質化の推進、リモート監視など、維持管理面での「環境負荷の低減」や「新たな維持管理技術の導入」に最大限配慮することとしております。</p>
11	<p>「付加価値」を進めるために、省エネ化を記載されていますが、公共施設への太陽光パネル設置が数値目標の設定があるので、屋根貸しを含めた気候変動対策への取組に配慮する検討が必要だと思います。</p> <p>国がZEBに資する高性能設備機器等の導入に対する補助を進めている状況である。</p>	<p>「徳島県版・脱炭素ロードマップ」に、太陽光発電の「県有施設への率先導入」を掲げ、県有施設の太陽光発電設備設置率を数値目標に設定しております。</p> <p>併せて屋根貸しを含めた導入可能性調査を実施するなど、県有施設への太陽光発電設備の導入を推進して参ります。</p> <p>また、県有施設の新築・改築時にZEB(快適な室内環境を実現しながら建物で消費する一次エネルギー(化石燃料、水力や太陽光など自然から得られるエネルギー)の収支をゼロにすることを目指した建物)の導入についても、検討して参ります。</p>

番号	いただいたご意見の概要	ご意見に対する県の考え方
12	<p>「公共施設等総合管理」の観点から、建物周辺の外構部、付属物や樹木や植生についても同様の計画が必要と思います。</p> <p>記載項目を増やすなどして、本計画のなかでできるだけ対応するとよいと思います。</p>	<p>本計画は徳島県が管理する全ての公共施設等を対象とした総合的な管理計画であり、建物周辺の外構部、付属物や樹木や植生などの具体的な計画については、施設類型ごとに定める個別施設計画において可能な限り詳細に明記することとしております。</p> <p>今後も個別施設計画の見直し充実を進めて参ります。</p>
13	<p>31ページの個別施設計画の策定状況の表について、表の一部が赤線になっています。黒に修正してはどうですか。</p>	<p>ご意見のとおり赤線部分を黒色に修正します。</p>
14	<p>PPPやPFIは、馴染みの薄い言葉です。言葉の意味を計画内に記載してくれると嬉しいです。</p> <p>PDCAサイクルについては、意味を知っていましたが、28ページに言葉と意味が列記されていて、読み進めることができました。よろしくお願</p>	<p>ご意見のとおり、PPP、PFIについての意味を補足する文言を記載します。</p>
15	<p>55ページに「とくぎんトモニプラザ・青少年センター」を改修し、地下一階を温水プールとインドア運動場にするとありますが、青少年センターは取り壊して、新ホールを建てるのではないのですか。また、青少年センターの機能は、アミコへ移転するのではないのですか。</p>	<p>ご意見の箇所については平成26年11月に実施した政策提言を転載したものであり、青少年センターは令和4年度にアミコビルへ移転します。</p>
16	<p>昨年度、県の施設の遊具から人が落下し、死亡した事故があったと思います。遊具には問題がなかったと報道にありましたが、実際に事故は起きているので、遊具の使用方法や注意事項について、案内するなど何らかの対応が必要だと思います。</p> <p>日常点検や定期点検による安全確認を行ったうえで、利用者が適切に遊具を使用できるよう啓発活動を行ってほしいです。</p>	<p>県の遊具施設については、日常点検・定期点検を実施し、安全を確認しているところです。</p> <p>今回、ご意見をいただいた遊具施設は日常点検において問題無いことを確認しており、また、利用者への声かけや安全な利用についての掲示等も行っております。</p> <p>引き続き、日常点検等による安全確認を行うとともに、利用者が適切に遊具を使用できるよう取り組んで参ります。</p>
17	<p>長寿命化対策を行った場合、単純更新を行った場合に比べて、およそ半分のコストですむ試算となっているが、多額の費用をかけて修繕したにもかかわらず、数年後には建て替えることになったというような無駄なことにならないよう、修繕を行う施設の優先順位をつけるなど、長寿命化する施設を見極め、適切に維持管理を行い、半分といわず、できるだけ経費を削減できるように努めてもらいたい。</p>	<p>引き続き、予防保全型の維持管理による長寿命化対策に取り組み、コストの縮減に努めて参ります。</p>
18	<p>安全点検や修繕などを行う際は、ドローンやカメラ付きのヘルメットなどを活用してはどうかと思いました。</p> <p>業務内容を振り返ることができ、見落としを減らすことや後任者への引き継ぎに役立つのではと思います。</p> <p>点検や維持管理業務の効率化が可能となる新しい技術の導入を検討してほしいと思います。</p>	<p>維持管理・修繕・更新等の実施方針において、維持管理面での「新たな維持管理技術の導入」に最大限配慮することとしております。</p> <p>いただいたご意見は、点検や維持管理業務の効率化を図る上で、参考とさせていただきます。</p>

番号	いただいたご意見の概要	ご意見に対する県の考え方
19	<p>コロナによって生活に対する意識や行動、また公共施設周辺の環境も建設当初から大きく変化しており、それに伴って、施設利用者のニーズも変化していると思います。</p> <p>本計画中に、人口推移の対応はありましたが、上記に述べた点についてはふれていませんでした。施設利用者数や利用者アンケートなどを実施しながら、利用者や県民の目線に立った施設管理を期待します。</p>	<p>施設のあり方を検討する上で、県民の新たなニーズに対応するため、施設の利用状況の把握や利用者のご意見をお聞きするなど、行政サービス向上に努めて参ります。</p>
20	<p>持続可能な開発目標：SDGsの達成に向けた本計画での取り組みについて、対応関係が分かるように記載した方がよい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、本計画の5つの目標と、関係するSDGsの目標を記載します。</p>
21	<p>県民の安全・安心を確保するために施設をメンテナンスしていく上で、点検は重要だと思う。ドローンやAIなどのデジタル技術を取り入れて効率化を図り、事故予防に努めてほしい。</p>	<p>維持管理・修繕・更新等の実施方針において、維持管理面での「新たな維持管理技術の導入」に最大限配慮することとしております。</p> <p>いただいたご意見は、点検や維持管理業務の効率化を図る上で、参考とさせていただきます。</p>
22	<p>1ページにある「既存施設の思い切った用途転換」について、積極的に進めて頂きたいです。またその際には、活用方法について県民からの意見も聞きながら多角的な視点を持って検討をして頂きたいと思います。</p>	<p>引き続き、既存ストックの有効活用を推進する上で、県民ニーズ応えられるよう県議会や有識者等による会議などの場において「県民目線に立った幅広い議論」を進めていく他、アンケートやパブリックコメント等に実施を通じてニーズの把握に努めて参ります。</p>
23	<p>徳島県出身で頻繁に帰省していますが、都市部は別にして、田舎の方に行くと県道に穴が開いていたり、舗装が痛んでがたがたになっている箇所が目につきます。</p> <p>生活上不可欠なインフラである道路や橋については、こまめに維持補修することが重要であると思います。道路をパトロールするときに走行ルートを動画で撮影して、補修が必要な箇所を撮影した動画を解析して発見するようなことが実用化されているというニュースを以前見た記憶があります。</p> <p>また、最近ではドローンによる点検も実用化されているとも聞きます。道路や橋の維持管理にミスがあれば、損害賠償責任を負うのは、県だと思うので、省力化・合理化を進めつつ、こまめな点検をぜひ行って、安心して帰省できるようにしてください。</p>	<p>道路を常に良好な状態に保ち、通行の安全を確保するため、概ね週1回以上の頻度でパトロールを実施しており、路面の段差や陥没を発見した場合には、速やかに補修を行っております。</p> <p>また、IoTやAI等の新技術を活用した点検にも取り組んでいるところです。</p> <p>引き続き、安全・安心かつ快適な道路環境を確保するため、適切な道路の維持管理に努めて参ります。</p>